

奈良県

NARA Investment Environment Guide

企業立地ガイド

歴史・文化・自然に恵まれた環境で、
御社の新しい一歩を



令和5年度 優遇制度 編

TOPIC

令和5年度より
奈良県企業立地促進事業
補助金の制度内容が
変更になりました！
(詳細はp.02をご覧ください)

 奈良県



©NARA.pref

奈良県の充実した優遇制度一覧

	名称	概要 (要件等の詳細は各頁を必ずご確認ください)	頁
① 補助金	<input type="checkbox"/> 国内回帰等立地促進補助金	対象：製造業の工場・研究所を立地する企業 要件：固定資産投資額（土地を除く）が100億円以上かつ県内新規常用雇用者100人以上 かつ市町村から立地に関する支援を受けるもの 補助内容：固定資産投資額の10% 補助金額：最大10億円	02
	<input type="checkbox"/> 企業立地促進補助金	対象：製造業の工場・研究所を立地する企業、本社機能・特定の物流施設を立地する企業 要件：固定資産投資額（土地を除く）が5億円以上かつ県内新規常用雇用者10人以上等 補助内容：固定資産投資額の10%等 補助金額：最大10億円	03
	<input type="checkbox"/> 企業定着促進補助金	対象：製造業の工場・研究所を県内に立地しており、県内立地後20年以上経過 かつ県内の常用雇用者50人以上の企業 要件：機能強化経費（土地を除く）が10億円以上（中小企業5億円以上）かつ地域経済牽引事業として 知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの等 補助内容：機能強化経費の10% 補助金額：最大1億円	04
	<input type="checkbox"/> データセンター立地促進補助金	対象：データセンターを立地する企業 要件：固定資産投資額（土地を除く）5億円以上かつ県内新規常用雇用者10人以上等 補助内容：固定資産投資額の5% 補助金額：最大2億円	04
	<input type="checkbox"/> 地方拠点強化促進補助金	対象：常用雇用者が100人以上の営利企業、知事が認める非営利の学術・開発研究機関 要件：固定資産投資額（土地を除く）が2,000万円（中小企業者1,000万円）以上 かつ県内新規常時雇用者10人（中小企業者5人）以上等 補助内容：固定資産投資額の10%等 補助金額：最大1億円	05
	<input type="checkbox"/> 働き方改革補助金	対象：国内回帰等立地促進補助金対象企業、企業立地促進補助金対象企業 要件：健康経営優良法人認定制度、くるみん認定制度、えるぼし認定等 取得・登録、計画策定しているもの 補助内容：補助金額の0.5% 補助金額：最大100万円	05
② 税制優遇	<input type="checkbox"/> 法人税等の課税の特例 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が2,000万円以上等 支援内容：機械装置等50%特別償却（最大）または5%税額控除（最大） 建物等…20%特別償却または2%税額控除	09
	<input type="checkbox"/> 不動産取得税等の課税免除 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超） 支援内容：建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに限る） の取得にかかる不動産取得税等を免除	09
	<input type="checkbox"/> オフィス減税 (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額が2,500万円以上 （中小企業者1,000万円以上） 支援内容：（移転型）建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7% （拡充型）建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%	15
	<input type="checkbox"/> 雇用促進税制 (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：当該適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと 支援内容：雇用者増加数に応じ、税額控除→（移転型）新規雇用者数1人あたり90万円等、 （拡充型）新規雇用者1人あたり30万円等	15
	<input type="checkbox"/> 法人事業税の不均一課税 (移転型事業のみ) (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額の合計が3,800万円以上 （中小企業者1,900万円以上） 支援内容：3年間不均一課税	15
	<input type="checkbox"/> 不動産取得税の 課税免除及び不均一課税 (地域再生法に基づく優遇制度)	要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額の合計が3,800万円以上 （中小企業者1,900万円以上） 支援内容：特定業務施設の用に供する家屋とその敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに限る） の取得に対して課される不動産取得税を（移転型）課税免除、（拡充型）10分の1に軽減	15
	<input type="checkbox"/> 奈良県独自の企業立地促進の ための法人事業税の軽減	要件：総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上（移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上 増加することが必要）かつ県内新規常用雇用者10人以上 支援内容：所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減（最大3億円）	17
	<input type="checkbox"/> 【過疎地域】 特別償却、事業税 及び不動産取得税の軽減	対象区域：五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、高市郡、吉野郡（大淀町除く） 要件：取得価額の合計額が事業の区分に応じ定める額以上のもの等 支援内容：（特別償却）割増償却…5年間、機械・装置等…32%、建物等…48% （事業税）3年または5年間課税免除、（不動産取得税）課税免除	18
	<input type="checkbox"/> 【半島振興対策実施地域】 特別償却、事業税 及び不動産取得税の軽減	対象区域：五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村 要件：資本金1,000万円以下の場合→取得価額500万円以上等 支援内容：（特別償却）割増償却…5年間、機械・装置等…32%、建物等…48% （事業税）3年間不均一課税、（不動産取得税）不均一課税	18
<input type="checkbox"/> 【関西文化学術研究都市】 特別償却及び不動産取得税の軽減	対象区域：奈良市の一部、生駒市の一部 要件：研究所用施設取得額が4.0億円以上等 支援内容：（特別償却）機械・装置等…12%、建物等…6%、（不動産取得税）不均一課税	18	
③ 金融支援	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫による融資 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度：中小企業事業…7.2億円 貸付利率：設備資金：（中小企業事業）2.7億円まで特別利率① 運転資金：基準金利	09
	<input type="checkbox"/> 地域未来投資促進資金〔制度融資〕 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内 保証料：0.00%（信用保証協会の保証が必要※原則として法人代表者以外の保証人は不要）	09
	<input type="checkbox"/> (公財) 食品等流通合理化促進機構 による債務保証 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	保証範囲：借入の元本、利息及び損害金の90%以内 保証料：借入元本に係る保証残高の0.8%以内	09
	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫による融資 (地域再生法に基づく優遇制度)	貸付限度：7.2億円（うち運転資金2.5億円） 貸付利率：設備資金：特別利率（2.7億円まで）、基準利率（2.7億円を超える部分） 運転資金：基準金利	15
<input type="checkbox"/> 県内市町村による優遇制度	県内市町村による各種優遇制度がございます。	19	



奈良県の充実した優遇制度 補助金

SUPPORT

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

制度活用を
ご検討中の
皆様へ

令和5年度より 奈良県企業立地促進事業補助金の 制度内容が変わりました!

1 補助要件の緩和 について

事業着工から操業までの期間が2年以内から
3年以内 (国内回帰等立地促進補助金は5年
以内) に緩和されました。

2 新設された制度 について

データセンター立地促進補助金が新設!
また加算金として「働き方改革補助金」も新設
されました。



©NARA pref.

※ 本補助制度は、予告なく要件等の見直しを行う場合があります。

国内回帰等立地促進補助金

最大10億円

新たな雇用の創出や製造品出荷額の増加などで地域への経済波及効果が高い、大規模な工場・研究所の立地を支援します。

対象企業	製造拠点の国内回帰を伴う製造業の工場・研究所を立地する企業
対象となる事業	着工*の日から起算して5年以内に、①～③のすべての要件を満たし操業開始する事業 ①固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が100億円以上 ②県内新規常用雇用者*が100人以上かつ県内総従業者*数100人以上純増 ③市町村から立地に関する支援を受けるもの
補助金の額	限度額を10億円とし、以下における対象額を交付 ・固定資産投資額の10%
加算金	働き方改革補助金(加算金) 操業開始日において、有効な認定等を取得・登録、計画策定している事業者 限度額を100万円とし、以下における対象額を交付 ・補助金額の0.5%

*用語の説明はp.06を参照

企業立地促進補助金

最大10億円

雇用の創出や県内での取引拡大などで地域活性化につながる、工場・研究所等の立地を支援します。

<p>対象企業</p>	<p>次のいずれかに該当する企業 ①製造業の工場・研究所を立地する企業 ②本社機能*を移転する企業 ③特定の物流施設*を立地する企業</p>				
<p>対象となる事業</p>	<p>着工*の日から起算して3年以内に、A または B いずれかの要件を満たし操業開始する事業</p> <p>A ■ 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上 かつ 👤 県内新規常用雇用者*が10人以上かつ県内総従業者*数10人以上純増</p> <p>B 👤 常用雇用者*が100人以上かつ県内総従業者数100人以上純増</p> <p>次の条件に該当する企業は、要件が緩和されています（下線部）</p> <p>(1) 県外から本社機能を移転する企業</p> <p>A ■ 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が3億円以上 かつ 👤 県内新規常用雇用者が3人以上かつ県内総従業者数3人以上純増</p> <p>B 👤 常用雇用者が100人以上かつ県内総従業者数100人以上純増</p> <p>(2) 県南部・東部地域へ立地する企業</p> <p>A ■ 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が3億円以上 かつ 👤 県内新規常用雇用者が10人以上かつ県内総従業者数10人以上純増</p> <p>B 👤 常用雇用者が100人以上かつ県内総従業者数100人以上純増</p> <table border="1" data-bbox="464 1205 1469 1317"> <tr> <td>南部地域</td> <td>五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）</td> </tr> <tr> <td>東部地域</td> <td>宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）</td> </tr> </table>	南部地域	五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）	東部地域	宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）
南部地域	五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）				
東部地域	宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）				
<p>補助金の額</p>	<p>限度額を2億円とし、①～②における対象額を交付 ※ただし知事が特に認める場合、■ 県内新規常用雇用者数 50人以上：限度額 5億円 ■ 県内新規常用雇用者数 100人以上：限度額10億円</p> <p>①固定資産投資額の10% ※被災企業*の工場・研究所は5%を上乗せ ②県外からの本社機能移転経費の50% ※上記(1)の場合</p>				
<p>加算金</p>	<p>南部・東部地域振興補助金（加算金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県南部・東部地域に立地する場合 ■ 固定資産投資額 5億円以上で1,000万円を加算 ■ 固定資産投資額 10億円以上で2,000万円を加算（※上記限度額を超えて定額交付） <p>働き方改革補助金（加算金）</p> <p>操業開始日において、有効な認定等を取得・登録、計画策定している事業者 限度額を100万円とし、以下における対象額を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の0.5% 				

*用語の説明はp.06を参照

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

企業定着促進補助金

最大1億円

県内立地による安定的、継続的な企業活動を促進するため、工場・研究所の機能強化を支援します。

対象企業	製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業 ①県内に立地後、20年以上経過している企業 ②県内における常用雇用者*が50人以上の企業
対象となる事業	着工*の日から起算して3年以内に、AまたはBいずれかの要件を満たし操業開始する事業 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>↑ 機能強化に要する経費(土地の取得に要する経費を除く)が10億円(中小企業*は5億円)以上 ※機能強化に要する経費の例: 建物の改築・改修、機械装置の設置等</p> <p>A のうち、 県内総従業者数*が着工前の数以上かつ 地域経済牽引事業として、知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの(制度の詳細はp.09以降を参照)</p> <p>B 県内新規常用雇用者が20人以上かつ県内総従業者数20人以上純増</p> </div>
補助金の額	限度額を1億円とし、以下における対象額を交付 ・機能強化に要する経費の10%

データセンター立地促進補助金

最大2億円

データセンターの立地を支援します。

対象企業	・データセンターを立地する企業
対象となる事業	着工の日から起算して3年以内に、以下の要件を満たし操業開始する事業 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が5億円以上 かつ 県内新規常用雇用者*が10人以上 かつ県内総従業者数10人以上純増</p> </div>
補助金の額	限度額を2億円とし、以下における対象額を交付 ・固定資産投資額の5%

*用語の説明は p.06 を参照

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

地方拠点強化促進補助金

最大1億円

県外からの特定業務施設の移転、県内の特定業務施設の拡充を支援します。

? **特定業務施設**とは、「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事務所

対象事業者	次のいずれかに該当する事業者 ①常用雇用者*100人以上の営利企業 ②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの* であって非営利の学術・開発研究機関*
対象となる事業	事業者が作成し知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された事業(制度の詳細は p.15以降を参照)であって、 着工の日から起算して3年以内に、以下のすべての要件を満たし操業開始する事業 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が2,000万円(中小企業者*1,000万円)以上 かつ 県内新規常時雇用者*が10人(中小企業者5人)以上 かつ 県内総従業者数10人(中小企業者5人)以上純増 </div>
補助金の額	限度額を1億円とし、以下における対象額を交付 ・固定資産投資額の10%

働き方改革補助金(加算金)

最大100万円

働き方改革を行う企業を支援します。

対象	国内回帰等立地促進補助金、企業立地促進補助金
対象となる事業者	操業開始日において、有効な下記認定等を取得・登録、計画策定している事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営優良法人認定制度 ・くるみん認定制度 ・えるぼし認定 ・安全衛生優良企業公表制度(ホワイトマーク) ・ユースエール認定制度 ・社員・シャイン職場づくり推進企業 ・なら女性活躍推進倶楽部 ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
補助金の額	限度額を100万円とし、以下における対象額を交付 ・補助金額の0.5%

*用語の説明は p.06 を参照

用語の説明

用語	説明
着工	立地又は機能強化のため、造成工事、建物の建築工事、機能強化に係る工事その他の取組（例 設備の導入、雇用）に着手することをいう ※これら取組の着手のうち最も早い着手日を着工という
県内新規常用雇用者	立地工場等の操業に伴う新たな常用雇用者（県内に住所を有している者）、または操業に伴い県内に住所を変更した常用雇用者
県内総従業者	県内の事務所または事業所において業務に従事する雇用者で以下2つのいずれかに該当するすべての者
常用雇用者	工場等における従業者のうち、雇用期間の定めがない雇用保険被保険者
準常用雇用者	工場等における従業者のうち、1年以上雇用が継続される見込の雇用保険被保険者、または労働者派遣法に基づく労働者派遣契約により派遣される者で派遣期間が1年以上の者
本社機能	企業の意思を決定し、各事業所、各部門又は企業内活動を統括・調整等の機能を有すると知事が認めるもの
特定の物流施設	社会資本（高速自動車国道等のIC（予定地を含む）、工業団地等）または卸売市場の周辺2kmの区域内に立地し、次の設備のいずれかを有する物流施設 ①物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 ②物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム ③流通加工の用に供する設備
被災企業	東日本大震災により都道府県知事が救助を行うこととなる災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の区域又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示のあった区域において、当該災害が発生した時において現に事業を営んでいた者であって、当該事業を営んでいた区域を管轄する市町村の長が発行するり災証明書、被災証明書又はそれらに代わる証明書を提出したものをいう
中小企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう ※製造業の場合…資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社 並びに300人以下の会社及び個人
中小企業者	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定される者をいう
県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの	本県の特性を踏まえ、他地域に比較して集積が進んでいる、又は他地域に無い産業であって研究開発を促進することによって主導的地位を確保することが期待できるもの ①創薬、生命科学研究施設 ②文化財保存技術
非営利の学術・開発研究機関	日本標準産業分類において「L71」（学術・開発研究機関）に分類されるものを設置する大学、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人
常時雇用者	雇用保険被保険者であって、以下のいずれかに該当する者 ①期間の定めなく雇用されている者（常用雇用者） ②一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者

申請フロー

	事業者	奈良県	ポイント
1 事業着工まで	「事業計画」申請 (着工予定日の3ヶ月前)	「事業計画」認定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の着工予定日の3ヶ月前までに「事業計画」を奈良県へ提出の上、着工までに知事の認定を受ける必要があります。 ※早めの事前相談・申請をお願いします。
2 事業着工〜操業開始	事業に着工 ↓ 「工事等着手報告書」提出 ↓ 「工事等完了報告書」提出 ↓ 操業開始	受理 受理 受理	<ul style="list-style-type: none"> ・各種報告書の提出時期は次のとおりですので、適切な時期にすみやかにご提出ください。 「工事等着手報告書」…事業着工後 「工事等完了報告書」…建物建築等完了後 「操業開始報告書」…操業開始後 <p>※報告書の提出がない場合、補助金の交付が行えませんのでご注意ください。</p>
3 操業開始〜補助金交付	「操業開始報告書」提出 ↓ 実績報告・交付申請 ↓ 補助金請求 ↓ 受領	受理 書類審査・現地調査 (約3〜6ヶ月) 交付決定 補助金交付	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始後、すみやかに補助対象額をご申請ください(交付申請)。書類審査及び現地調査を行った後、交付決定いたします。 ※交付申請から交付決定まで、3〜6ヶ月必要です(申請書の完成度合いによってはさらに期間が必要)
4 補助金交付後	操業状況報告 (1年目〜5年目)	受理	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始の翌年度から5年間は、「操業状況報告書」の提出が必要です。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ❗ 操業開始の翌年度から5年間、雇用要件の維持に努めてください。 ❗ 操業開始の翌年度から10年間、操業の維持に努めてください。 <p>※遵守されていない場合は、交付した補助金の返還を求める場合があります。</p> </div>

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

投資にかかる注意点

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

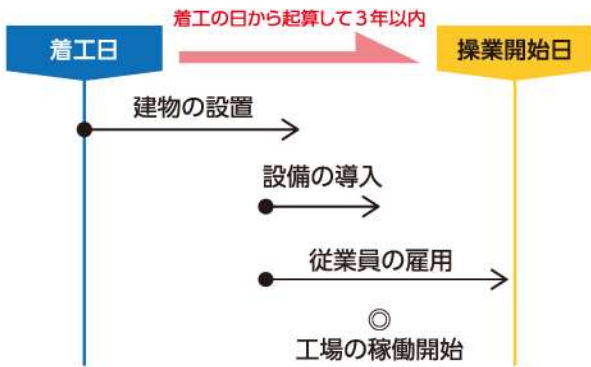
特定地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

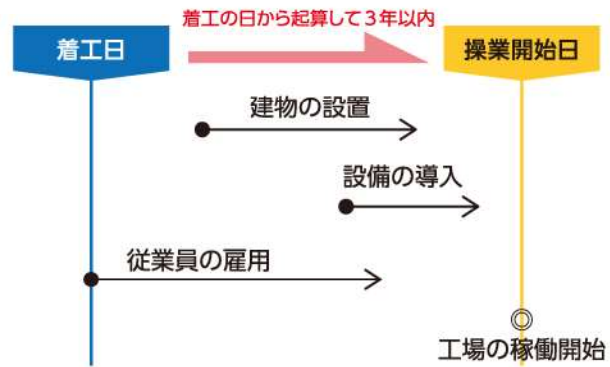
事業期間について

- ・必ず、着工の日から起算して3年以内（国内回帰等立地促進補助金は5年以内）に投資・雇用等の要件を満たし、操業開始してください。
- ・操業開始とは、投資要件、雇用要件等を満たし、工場等を稼働する、これらすべてを満たすことを指します。
- ・医薬品医療機器等法（旧薬事法）の許可にかかる期間は3年間から除外します。
- ・建物、償却資産の取得の場合、投資要件完了とは事業の用に供していることを指し、固定資産台帳の取得日を確認します。

（例1）建物の設置から事業を着手する場合



（例2）雇用にかかる取り組みから事業を着手する場合



固定資産投資額（機能強化経費）について

- ・固定資産税の課税対象である家屋・償却資産であり、工場等の事業の用に供するもの（固定資産税の対象外である、無形固定資産や少額資産、車両等は除きます。）
- ・工場等の事業の用に供しないもの（植栽、福利厚生施設、寮等）は対象外です。
- ・土地の取得に要する経費、解体・撤去費用は対象外です。

※ただし、補助金の額の算定にあたっては、消費税及び地方消費税相当額や県の他の補助金の交付を受けたものについては、その額を控除します。

雇用にかかる注意点

県内新規雇用者の例

- 奈良県在住者を新規で雇用し、当該工場に勤務させる場合
- 県外の工場に勤務していた他府県在住の雇用者を当該工場に異動させ、かつ当該雇用者が奈良県に引っ越して住民票を移した場合
- × 県外の工場に勤務していた奈良県在住の雇用者を当該工場に異動させた場合

その他、補助金の交付を受ける際の注意点

（1）補助対象資産の処分の制限

補助対象である資産を、補助金交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する等の場合は、知事の承認を得ること。

※補助対象に予定している資産に担保設定を検討される場合は、担保設定前に必ず県にご連絡願います。

（2）交付決定の取り消しについて

以下を満たせない場合、補助金の交付決定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

- ▲ 操業開始の翌年度から5年間、雇用要件を維持すること（雇用要件ありの制度活用の場合）
- ▲ 操業開始の翌年度から10年間、当該工場等の操業を維持すること

（3）その他

その他法令または要綱に違反した場合も、補助金の交付決定が取り消される場合があります。

※ご不明な点等につきましては、県 企業立地推進課 企業誘致係（TEL.0742-27-8813）までお問い合わせください。